

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や埼玉県及び川越市の文化財保護条例に基づいて指定・登録されている建造物については、当該法令に基づき適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物については、周囲の景観への影響や建造物の特性・価値等を考慮し、適正な保存・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の保存・管理は、所有者が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致建造物の増築、改築、移転又は除却に関する市長への届出及び勧告等の規定を活用し、適切な保存・管理を図る。

保存・管理を行ううえで修理が必要な場合には、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。また、歴史的風致の維持向上のため、積極的な公開・活用を図るものとし、公開にあたっては、外部から望見できるような措置を講じるとともに、可能な限り内部公開に努める。なお、内部を公開する場合には、所有者に支障を与えないよう配慮するとともに、十分な協議の上実施することとする。

### 2 個別の事項

#### (1) 登録有形文化財、登録記念物

文化財保護法に基づく登録有形文化財及び登録記念物については、届出・勧告などを主体とする行為規制が行われており、指定文化財同様、建造物の内部・外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用のために必要な防災上の措置を実施するものとする。

なお、公開・活用のため内部についても復元的措置を講じる必要がある場合には、必要な技術指導などを踏まえ実施するものとする。また、民間が所有するものについては、景観法に基づく景観重要建造物への指定を併用することで、主要構造部と外観に係る修理費用の一部を補助する措置を行う。

#### (2) 県及び市指定文化財

埼玉県及び川越市指定の文化財については、条例に基づき、現状変更などの行為規制がすでに行われているため、建造物の内部・外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とする。公開・活用のために必要な防災上の措置については、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

また、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負

担軽減のための補助制度を活用するものとする。

以上については、関連する審議会や学識経験者などによる必要な技術的指導等を踏まえ実施するものとする。

### **(3) 景観重要建造物**

景観重要建造物については、景観法に基づく維持管理を行うものとし、修復及び復原等については、主に建造物の外観を対象とし、各種調査成果とともに、川越市都市景観審議会など、有識者等の指導・助言を得ながら計画するものとする。

また、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

### **(4) 都市景観重要建築物**

川越市都市景観条例（旧条例）に基づき保存指定を行っている都市景観重要建築物は、所有者の意向を確認しつつ、景観法に基づく景観重要建造物への指定移行を進めている。そのため、歴史的風致形成建造物への指定については、景観重要建造物への移行指定を前提とする。

## **3 届出が不要な行為**

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 項に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更行為の届出を行った場合
- ② 文化財保護法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物（名勝地関係）で、第 133 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ③ 県指定有形文化財について、埼玉県文化財保護条例第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合又は第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ④ 市指定文化財について、川越市文化財保護条例第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づく修理復旧の届出を行った場合又は第 11 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
- ⑤ 景観重要建造物について、景観法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合